

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年4月16日提出

【計算期間】 第2特定期間（自 平成25年7月17日 至 平成26年1月16日）
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）
Aコース

【ファンド名】 りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）
Bコース
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）
Cコース

【発行者名】 ニッセイアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宇治原 潔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

【事務連絡者氏名】 投資信託企画部 茶木 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

【電話番号】 03 - 5533 - 4608

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うとともに、毎月の払出水準に基づく払出しをめざすことを基本方針とします。

当ファンドでは（収益）分配金を「払出金」と表示することがあります。

ファンドの特色

主に米ドル建ての新興国債券に投資します。対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

- ・米ドル建ての新興国債券（国債、政府機関債および社債等）を実質的な主要投資対象とし、安定的な収益の確保をめざします。
- ・投資対象とする外国投資信託証券において、為替変動リスクの低減を目的として、対円での為替ヘッジを行います。

毎月の払出水準の異なる3つのコースがあります。各コースは払出水準に基づき、これを上限として、資金の払出し（分配）を行うことをめざします。

各コースの払出水準 ・金額は1万口当り、税引き前

Aコース：毎月140円

Bコース：毎月70円

Cコース：毎月35円

- ・払出水準は、上記の額のお支払いを保証するものではありません。投資対象とする外国投資信託証券の分配金が減少する等の要因により、当ファンドの分配対象額が少額となる場合には、払出（分配）額が変わる場合や払出し（分配）を行わない場合があります。また、当ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- ・上記の払出水準は、投資対象ファンドにおける組入債券の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行いうるとの想定に基づくものです。
- ・払出金（分配金）が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。各コースは、基準価額（1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金（分配金）を含みません）が一度でも2,000円を下回った場合、繰上償還となります。ファンドが償還することとなった場合は、払出し（分配）を行いません。
- ・払出金（分配金）は、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

投資対象ファンドの詳細については、後記「2 投資方針」「（2）投資対象
a 主な投資対象 < 指定投資信託証券の概要 >」をご参照ください。

- ・各コースは、毎月16日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として払出し（分配）を行います。

< 分配方針 >

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

- ・原則として、毎月の払出水準に基づき、これを上限として払出(分配)額を決定します。ただし、ファンドが償還することとなった場合は、払出し(分配)を行いません。また、分配対象額が少額の場合には払出し(分配)を行わないこともあります。なお、第1・第2期決算日には、払出し(分配)を行いません。

将来の払出金(分配金)の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

上記の払出し(分配)の仕組みは、現在の法令や諸規則などを前提としています。今後法令や諸規則などが変更された場合、上記のような払出し(分配)ができなくなる可能性があります。

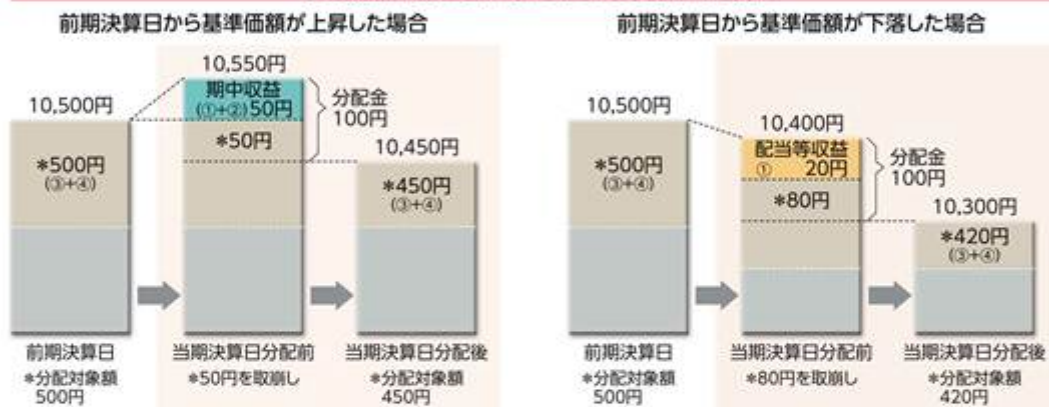
払出金(分配金)に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金: 期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができる。

収益調整金: 追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

○上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

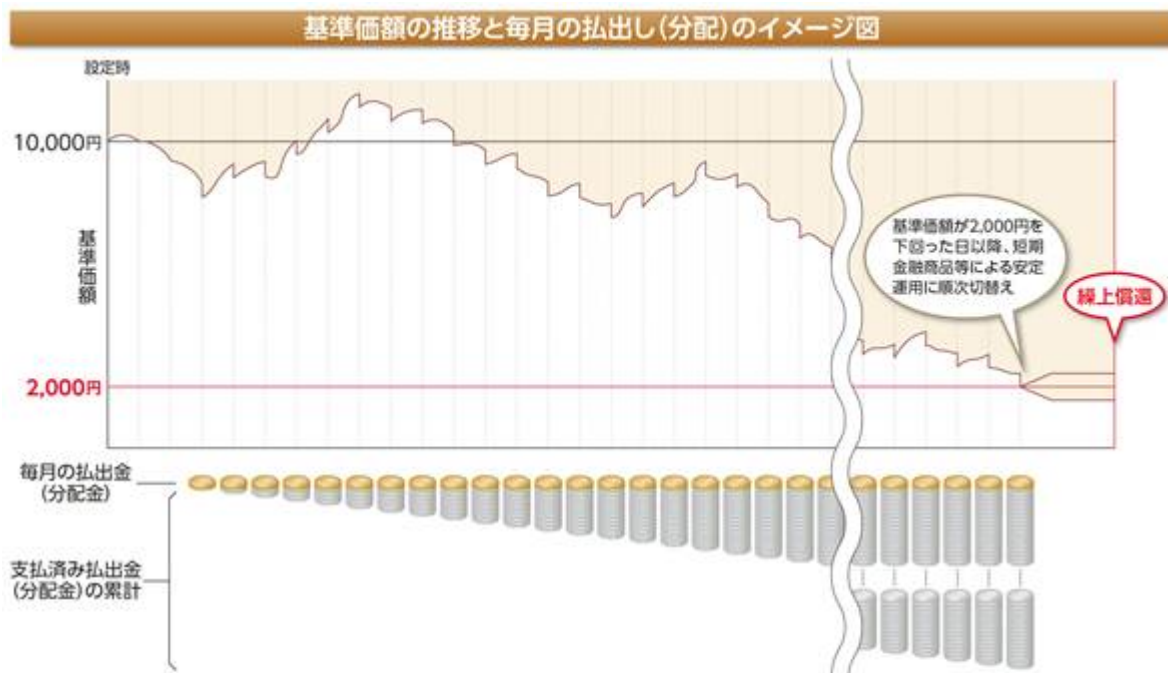
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

各コースは、基準価額が2,000円を下回った場合や、投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、繰上償還となります。

1. 各コースは、基準価額が2,000円を下回るまで、信託財産の一部から、原則として毎月払出し（分配）を行います。基準価額が一度でも2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金（分配金）を含みません（以下同じ）。

- ・払出金（分配金）は、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・払出金（分配金）は、預貯金の利息とは異なり、信託財産から支払われますので、払出金（分配金）が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ・上記はイメージ図であり、将来の払出金（分配金）の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。
- ・基準価額が2,000円を下回った場合、繰上償還となります。ファンドが償還することとなった場合は、払出し（分配）を行いません。

（毎月払出し（分配）を行った場合の運用期間のイメージ図）

- ・運用損益、信託報酬等のコストは考慮していません。
- ・右記はイメージであり、実際の運用期間とは異なります。

	基準価額が2,000円を下回るまでの期間
毎月140円の払出し(分配)	4年10ヵ月
毎月70円の払出し(分配)	9年7ヵ月
毎月35円の払出し(分配)	19年1ヵ月

○実際の投資にあたっては、運用損益によって、運用期間が短くなることも長くなることもあります。

上記は当ファンドの基準価額の推移、払出金（分配金）の累計、繰上償還について分かりやすく説明するためのイメージ図です。

上記は当ファンドの将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

基準価額が2,000円を下回ってから繰上償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が2,000円を大きく下回ることがあります。

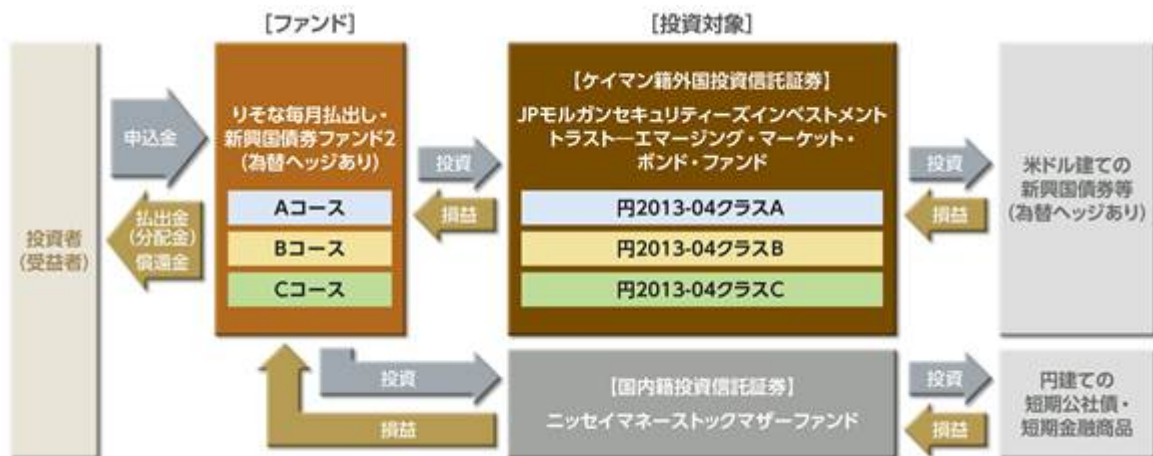
安定運用への切替えが速やかに行えない場合や、投資対象とする外国投資信託証券の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が2,000円を下回ってから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

2. 外国投資信託証券（JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド）は、平成26年1月31日以降に純資産総額が10億円を下回っている場合、繰上償還され存続しないこととなります。その場合、当ファンドのすべてのコースは繰上償還となります。

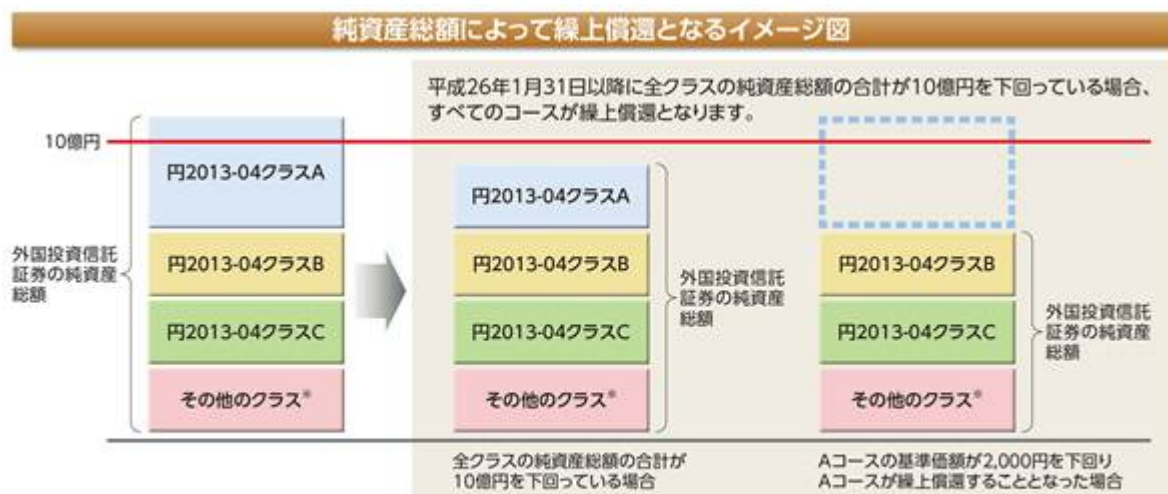
- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

< ファンドの仕組み >

- ・米ドル建ての新興国債券等の運用は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。



- ・基準価額が2,000円を下回ることなどにより、1つのコースが繰上償還となる結果、外国投資信託証券（JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド）の純資産総額が10億円を下回る場合があります。



- ・上記は、当ファンドの繰上償還のイメージ図です。運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ※ その他のクラスは、「JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」において、当ファンドが投資対象とする円2013-04クラスA、円2013-04クラスB、円2013-04クラスC以外のクラスを指します。

当ファンドの購入のお申込みは、平成25年9月30日までの間に限定して受付けます。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

各ファンドにつき、2,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル 日 本	ファミリー ファンド	あ り (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	北 米 欧 州 アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	日 々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

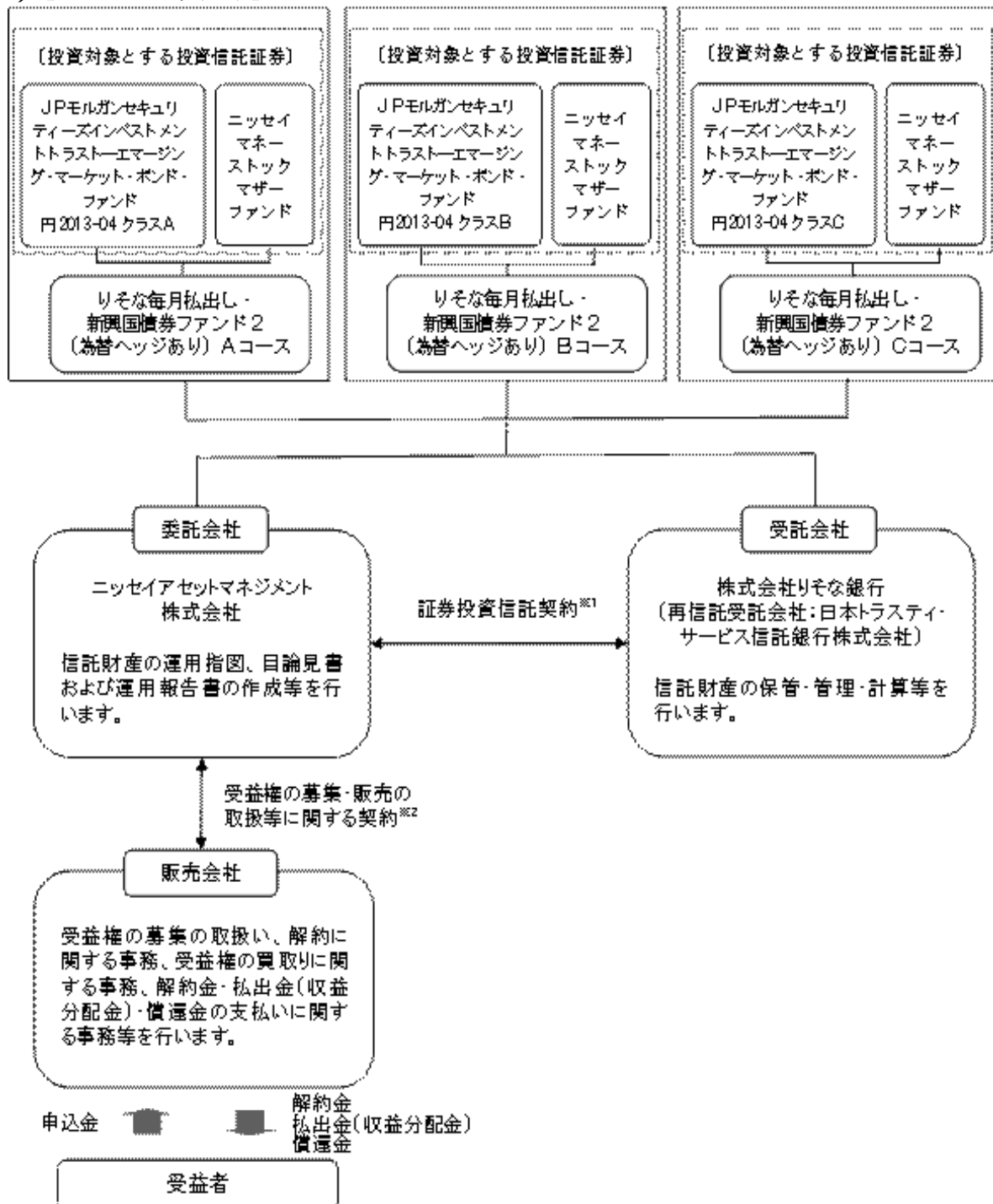
その他資産 （投資信託証券 （債券（一般）））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいう。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成25年4月19日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

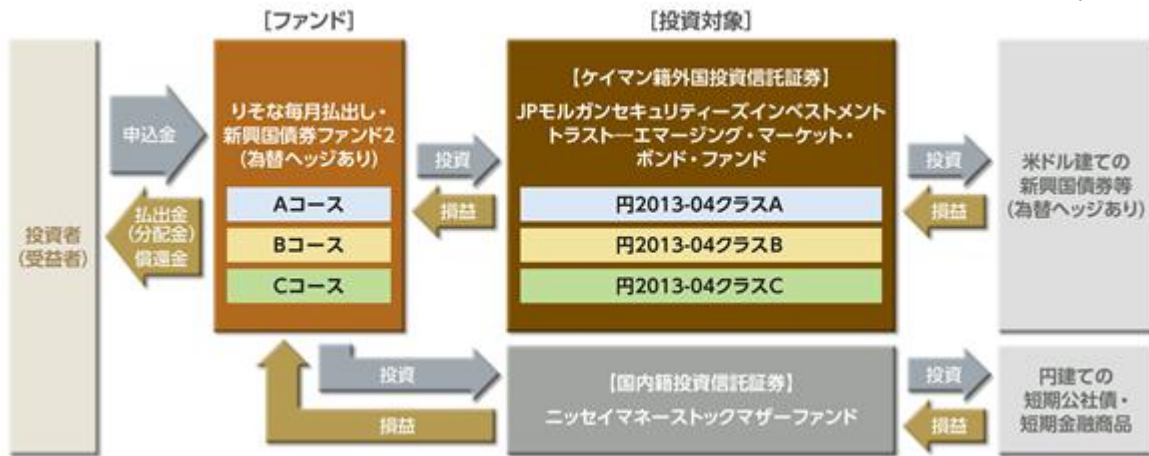


- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・払出金（収益分配金）・償還金の支払い等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

以下、各ファンドが投資対象とする投資信託証券のそれぞれを「指定投資信託証券」ということがあります。

< 運用の形態 >

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



委託会社の概況（平成26年2月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 平成7年4月4日
7. 沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

「Aコース」

ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

主として、JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスAへの投資を通じて、米ドル建て等の新興国債券（国債、政府機関債および社債等）に実質的な投資を行います。

JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスAへの投資を通じて、実質的に投資する米ドル建て等の新興国債券に対し、為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクを低減します。

指定投資信託証券の投資割合については、委託会社が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスAを高位に保つことを基本とします。

上記～にかかわらず、基準価額(1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金(分配金)を含みません)が一度でも2,000円を下回った場合、国内の短期有価証券および短期金融商品等による安定運用に順次切替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「Bコース」

(「Aコース」のと同規定)

主として、JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスBへの投資を通じて、米ドル建て等の新興国債券(国債、政府機関債および社債等)に実質的な投資を行います。

JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスBへの投資を通じて、実質的に投資する米ドル建て等の新興国債券に対し、為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクを低減します。

指定投資信託証券の投資割合については、委託会社が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスBを高位に保つことを基本とします。

(「Aコース」のと同規定)

(「Aコース」のと同規定)

「Cコース」

(「Aコース」のと同規定)

主として、JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスCへの投資を通じて、米ドル建て等の新興国債券(国債、政府機関債および社債等)に実質的な投資を行います。

JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスCへの投資を通じて、実質的に投資する米ドル建て等の新興国債券に対し、為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクを低減します。

指定投資信託証券の投資割合については、委託会社が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスCを高位に保つことを基本とします。

(「Aコース」のと同規定)

(「Aコース」のと同規定)

(2)【投資対象】

a 主な投資対象

「Aコース」

円建ての外国投資信託であるJPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスAおよびニッセイマネースtockマザーファンドを主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

「Bコース」

円建ての外国投資信託であるJPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスBおよびニッセイマネースtockマザーファンドを主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

「Cコース」

円建ての外国投資信託であるJPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスCおよびニッセイマネースtockマザーファンドを主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >

1. J Pモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスA / 円2013-04クラスB / 円2013-04クラスC

・各クラスのそれぞれを「外国投資信託証券」ということがあります。

形態	ケイマン籍 外国投資信託(円建て) / オープン・エンド型
投資目的	主に米ドル建ての新興国債券(国債、政府機関債および社債等)に投資し、インカムゲインと値上がり益の獲得をめざします。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常、純資産総額の70%以上を新興国債券に投資します。 ・ 米ドル以外の通貨建て債券への投資割合は、原則として純資産総額の25%以下とします。ただし、この場合は対米ドルで為替ヘッジすることを原則とします。 ・ 社債への投資割合は、純資産総額の20%以下とします。 ・ 1カ国への投資割合は、純資産総額の30%以下とします。 ・ 単一発行体が発行する債券への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。ただし、国債および政府機関債は除きます。 ・ 仕組債への投資割合は、純資産総額の35%以下とします。 ・ 外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の状況において、純資産総額の50%以上を日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券に投資します。 ・ 株式への直接投資は行わず、転換社債等の転換等により取得するものに限ります。 ・ 空売りされる証券の時価総額は、純資産総額を超えないものとします。 ・ 投資信託証券への投資は行いません。 ・ 原則として残存借入総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 流動性の低い資産への投資は、純資産総額の15%以下とします。
収益分配	受託会社の判断により、原則として毎月の分配を行う方針です。
償還条項	<p>平成26年1月31日以降、全クラスの純資産総額の合計が10億円を下回っている場合、繰上償還します。</p> <p>「J Pモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」において、「リソな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり) Aコース / Bコース / Cコース」が投資対象とする円2013 04クラスA、円2013 04クラスB、円2013 04クラスC以外のクラスも含めます。</p>
運用報酬	純資産総額に対し、年率0.57%程度
その他の費用	<p>信託財産に関する租税 / 組入る有価証券の売買委託手数料 / 信託事務の処理に要する費用 / 信託財産の監査費用 / ファンド設立にかかる費用 / 法律関係の費用 / 外貨建資産の保管費用 / 受託会社の報酬 / 借入金の利息 等</p> <p>なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p>
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	1月31日
運用会社	J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
受託会社	インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド
保管会社 / 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

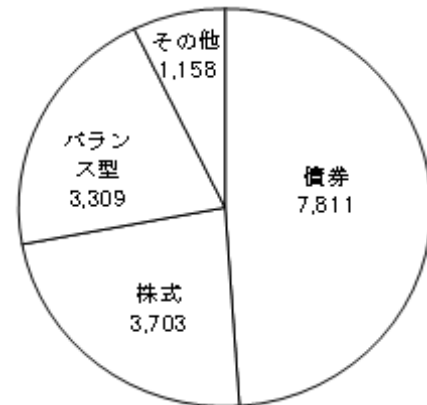
<運用会社> J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクについて
(2013年12月末現在)

ニューヨークに本社を置く「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」は、金融持ち株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。同グループはニューヨーク、ロンドン、東京などに拠点をもち、世界最大級の資産1兆5,981億米ドル(約168兆円)を運用しています。なお、新興国債券の運用については、約20年にわたる実績を持ちます。

1米ドル=105.11円で換算。債券にはキャッシュ(マネーマーケット商品、手形、短期債券等)を含む。

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の証券会社は、代表的な新興国債券指数(GBI-EMおよびEMBIシリーズ)の開発者です。

グループの資産別運用残高
(単位:億米ドル)



2. ニッセイマネーストックマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料/信託事務の諸費用等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産(国内の通貨建表示のものに限ります)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- 有価証券

主として次の1.および2.に掲げる投資信託証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます)のほか、次の3.から6.に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限ります)に投資します。

「Aコース」

1. JPMorgan Securities Investment Trust Emerging Market Bond Fund 円2013-04クラスA
2. ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託であるニッセイマネーストックマザーファンド
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記3.の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます)
6. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります)

「Bコース」

1. JPMorgan Securities Investment Trust Emerging Market Bond Fund 円2013-04クラスB
2. (「Aコース」の2.と同規定)
3. (「Aコース」の3.と同規定)
4. (「Aコース」の4.と同規定)
5. (「Aコース」の5.と同規定)
6. (「Aコース」の6.と同規定)

「Cコース」

1. JPMorgan Securities Investment Trust Emerging Market Bond Fund 円2013-04クラスC
2. (「Aコース」の2.と同規定)
3. (「Aコース」の3.と同規定)
4. (「Aコース」の4.と同規定)
5. (「Aコース」の5.と同規定)
6. (「Aコース」の6.と同規定)

なお、5.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品

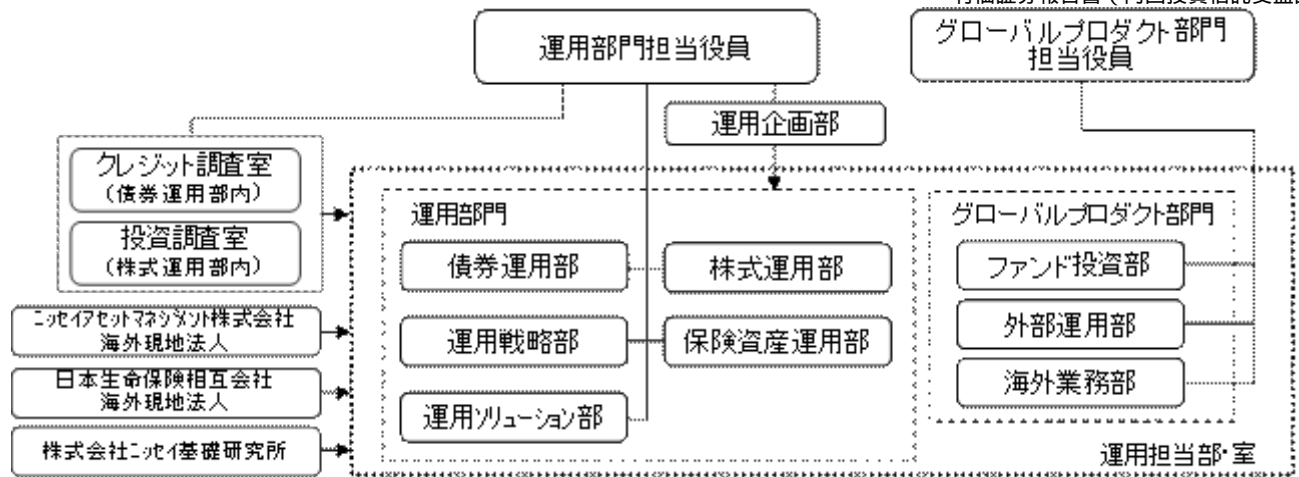
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ)により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することができます。

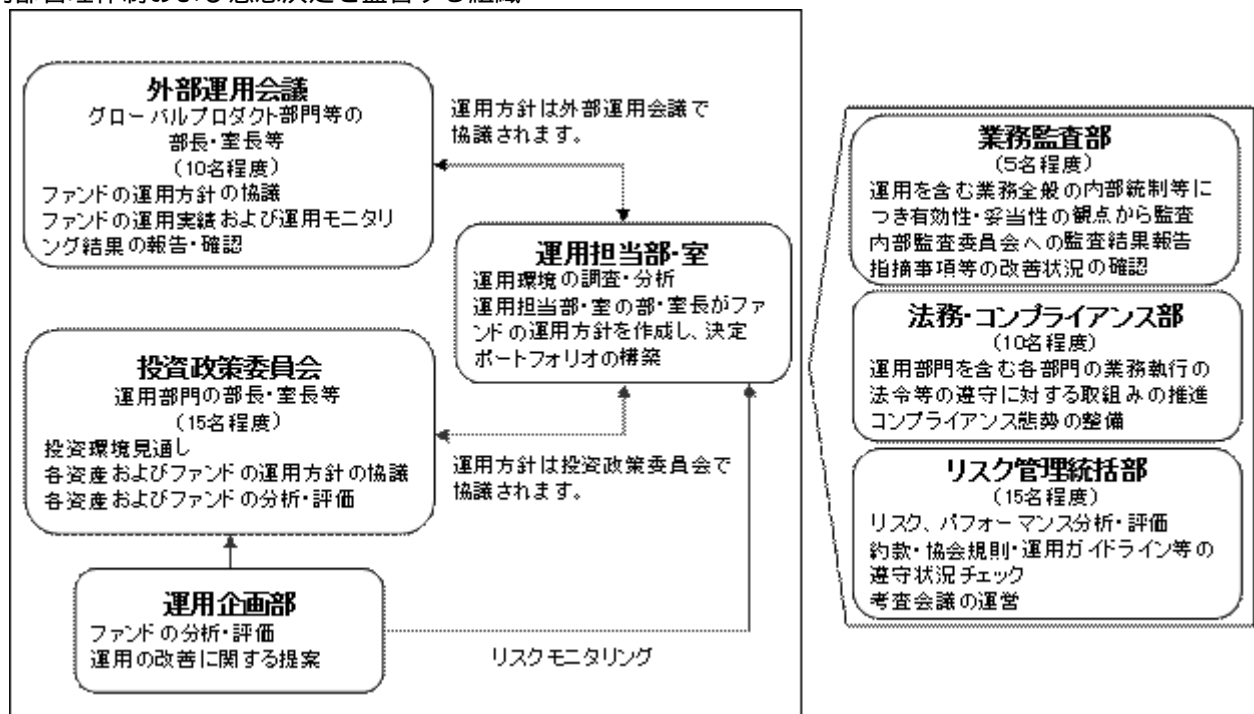
(3)【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき払出し（分配）を行います。ただし、第1・第2期決算日には、払出し（分配）を行いません。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての払出し（分配）方針

原則として、別に定める毎月の払出水準に基づき、これを上限として払出額（分配額）を決定します。ただし、ファンドが償還することとなった場合は、払出し（分配）を行いません。また、分配対象額が少額の場合には払出し（分配）を行わないこともあります。

「別に定める毎月の払出水準」とは、次のものをいいます。

Aコース：1万口当り・税引き前 140円

Bコース：1万口当り・税引き前 70円

Cコース：1万口当り・税引き前 35円

3. 留保益の運用方針

留保益（払出し（収益分配）にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

払出（分配）時期

毎決算日とし、決算日は毎月16日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

将来の払出金（分配金）の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（5）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

b 約款に定めるその他の投資制限

公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。

2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。

4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

資金の借入れ

1. 信託財産の効率的な運用、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

3 【投資リスク】

ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができないとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・払出金（収益分配金）に関する留意点

払出金（収益分配金）は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、払出金（収益分配金）が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

払出金（収益分配金）は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、払出金（収益分配金）の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる払出金（収益分配金）の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、払出金額（分配金額）より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・繰上償還に関する留意点

- 各ファンドにおいて、基準価額が一度でも2,000円を下回った場合、国内の短期有価証券および短期金融商品等による安定運用に順次切替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。

1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金（分配金）を含みません（以下同じ）。

そのため、基準価額が2,000円を下回ってから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額（1万口当り）が2,000円を大きく下回ることがあります。また、安定運用への切替えが速やかに行えない場合や、投資対象とする外国投資信託証券の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が2,000円を下回ってから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

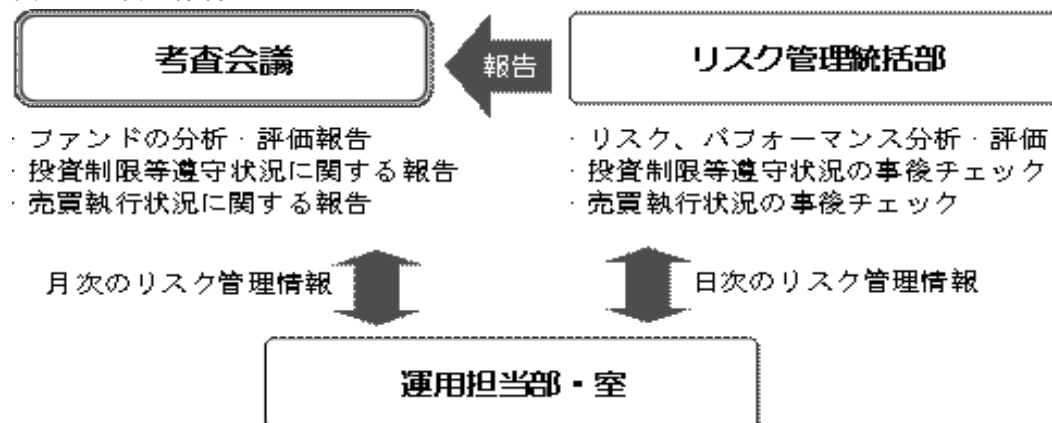
- ・外国投資信託証券（JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド）は、平成26年1月31日以降に純資産総額が10億円を下回っている場合、繰上償還され存続しないこととなります。その場合、すべてのファンドを繰上償還します。

1つのファンドが繰上償還されることとなった結果、平成26年1月31日以降に外国投資信託証券（JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド）の純資産総額が10億円を下回る場合には、他のすべてのファンドも繰上償還となります。

1つのファンドには、その他のクラスを投資対象とする他のファンドを含みます（以下同じ）。なお、ここでいう「その他のクラス」とは、外国投資信託証券（JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド）において、当ファンドが投資対象とする円2013 04クラスA、円2013 04クラスB、円2013 04クラスC以外のクラスを指します。

- ・また、各ファンドにおいて、純資産総額が10億円を下回っている場合等には、ファンドを繰上償還させることがあります。
- ・繰上償還にともなう流動性に関する留意点
ファンドは、新興国債券を実質的な主要投資対象とします。新興国債券は、一般的に先進国債券に比べ流動性が低い傾向にあること等から、1つのファンドが繰上償還となり他のファンドの運用が継続する場合において、繰上償還にともなう新興国債券の売却が、運用を継続する他のファンドの基準価額の下落要因になる場合があります。
- ・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点
委託会社は平成25年12月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイマネーストックマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に99.9%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間：1口当り1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1448%（税抜1.06%）の率をかけた額とします。なお、その支払先および配分は、各ファンドの純資産総額に応じて次の通りとします。

各ファンドの純資産総額	支払先および配分（年率・税抜）		
	委託会社	販売会社	受託会社
500億円超 の部分	0.23%	0.80%	0.03%
200億円超 500億円以下 の部分	0.28%	0.75%	
200億円以下 の部分	0.33%	0.70%	

前記 の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(参考1) 投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率（年率）

外国投資信託証券	0.57%程度
ニッセイマネースtockマザーファンド	ありません。

(参考2) 指定投資信託証券を含めた実質的な信託報酬

信託財産の純資産総額に年1.7148%（税込）程度をかけた額となります。

「実質的な信託報酬」とは、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00108% （税抜0.001%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00216% （税抜0.002%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00432% （税抜0.004%）
10億円以下 の部分	年 0.02160% （税抜0.020%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 払出（分配）時 : 払出（分配）時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 払出（分配）時 : 払出（分配）時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

税率（個人）

平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%・復興特別所得税0.147%・地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（払出（分配）時、解約請求・償還時）

払出（分配）時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対し以下に税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%・復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、払出金（収益分配金）発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

払出金（収益分配金）は払出（分配）前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>払出金（収益分配金）落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、払出金（収益分配金）の全額が普通分配金となります。</p>	<p>払出金（収益分配金）落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、払出金（収益分配金）の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、払出金（収益分配金）から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコース」

（平成26年2月28日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	135,318,040	98.08
内 ケイマン諸島	135,318,040	98.08
親投資信託受益証券	1,000	0.00
内 日本	1,000	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,642,965	1.92
純資産総額	137,962,005	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Bコース」

（平成26年2月28日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	272,724,370	98.04
内 ケイマン諸島	272,724,370	98.04
親投資信託受益証券	1,000	0.00
内 日本	1,000	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,448,603	1.96
純資産総額	278,173,973	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Cコース」

（平成26年2月28日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	20,989,261	99.02
内 ケイマン諸島	20,989,261	99.02
親投資信託受益証券	1,000	0.00
内 日本	1,000	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	206,799	0.98
純資産総額	21,197,060	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイマネーストックマザーファンド」

（平成26年2月28日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	39,997,964	79.88
内 日本	39,997,964	79.88
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,072,144	20.12
純資産総額	50,070,108	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(2) 【投資資産】

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり)Aコース」

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年2月28日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 または額面 金額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	評価単価 (円) 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率
1	JPMorganSecuritiesInvestmentTrust EmergingMarketBondFund 円2013-04クラスA ケイマン諸島	投資信託 受益証券	1,676,388	79.5699 133,390,194	80.7200 135,318,040	- -	98.08%
2	ニッセイマネースtockマザーファンド 日本	親投資信 託受益証 券	1,000	1.0000 1,000	1.0008 1,000	- -	0.00%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	98.08
	小計		98.08
合計(対純資産総額比)			98.08

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり)Bコース」

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年2月28日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 または額面 金額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	評価単価 (円) 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率
1	J Pモルガンセキュリティーズインベスト メントトラスト エマージング・マーケッ ト・ボンド・ファンド 円2013-04クラスB ケイマン諸島	投資信託 受益証券	3,128,649	85.9299 268,844,845	87.1700 272,724,370	- -	98.04%
2	ニッセイマネースtockマザーファンド 日本	親投資信 託受益証 券	1,000	1.0000 1,000	1.0008 1,000	- -	0.00%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	98.04
	小計		98.04
合 計 (対純資産総額比)			98.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2 (為替ヘッジあり) Cコース」

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年2月28日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口 数 または額 面金額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	評価単価 (円) 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率
1	J Pモルガンセキュリティーズインベスト メントトラスト エマージング・マーケッ ト・ボンド・ファンド 円2013-04クラスC ケイマン諸島	投資信託 受益証券	232,156	89.1199 20,689,779	90.4100 20,989,261	- -	99.02%
2	ニッセイマネースtockマザーファンド 日本	親投資信 託受益証 券	1,000	1.0000 1,000	1.0008 1,000	- -	0.00%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	99.02
	小計		99.02
合 計 (対純資産総額比)			99.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイマネースtockマザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年2月28日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 または額面金額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	評価単価 (円) 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率
1	第413回 国庫短期証券 日本	国債証券	10,000,000	99.99 9,999,938	99.99 9,999,938	- 2014/3/3	19.97%
2	第420回 国庫短期証券 日本	国債証券	10,000,000	99.99 9,999,654	99.99 9,999,654	- 2014/3/28	19.97%
3	第421回 国庫短期証券 日本	国債証券	10,000,000	99.99 9,999,330	99.99 9,999,330	- 2014/4/7	19.97%
4	第428回 国庫短期証券 日本	国債証券	10,000,000	99.99 9,999,042	99.99 9,999,042	- 2014/5/7	19.97%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	国内	国債証券	79.88
	小計		79.88
合 計 (対純資産総額比)			79.88

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコース」

【純資産の推移】

平成26年2月28日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成25年7月16日)	162,910,927	165,414,330	0.9111	0.9251
第2特定期間末 (平成26年1月16日)	149,529,148	166,893,367	0.8414	0.9254
平成25年4月末日	118,350,393	-	1.0037	-
5月末日	146,304,241	-	0.9727	-
6月末日	163,531,887	-	0.9130	-
7月末日	199,753,545	-	0.9248	-
8月末日	197,755,799	-	0.8790	-
9月末日	192,758,295	-	0.8917	-
10月末日	193,720,922	-	0.8962	-
11月末日	160,583,713	-	0.8635	-
12月末日	151,946,107	-	0.8550	-
平成26年1月末日	137,536,847	-	0.8330	-
2月末日	137,962,005	-	0.8359	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0140
第2特定期間	0.0840

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	7.5
第2特定期間	1.6

(注)収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用いております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Bコース」

純資産の推移

平成26年2月28日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成25年7月16日)	298,085,955	300,351,151	0.9212	0.9282
第2特定期間末 (平成26年1月16日)	281,035,112	294,614,223	0.8931	0.9351
平成25年4月末日	60,520,525	-	1.0038	-
5月末日	128,150,934	-	0.9731	-
6月末日	294,452,750	-	0.9158	-
7月末日	306,344,621	-	0.9347	-
8月末日	293,315,526	-	0.8949	-
9月末日	299,934,159	-	0.9151	-
10月末日	299,421,953	-	0.9272	-
11月末日	290,446,926	-	0.9008	-
12月末日	287,495,106	-	0.8998	-
平成26年1月末日	275,623,915	-	0.8841	-
2月末日	278,173,973	-	0.8952	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0070
第2特定期間	0.0420

収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	7.2
第2特定期間	1.5

(注)収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用いております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Cコース」

純資産の推移

平成26年2月28日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成25年7月16日)	84,478,357	84,798,853	0.9226	0.9261
第2特定期間末 (平成26年1月16日)	21,059,669	22,503,439	0.9112	0.9322
平成25年4月末日	20,157,286	-	1.0047	-
5月末日	86,487,104	-	0.9770	-
6月末日	83,678,958	-	0.9138	-
7月末日	85,731,009	-	0.9362	-
8月末日	82,388,246	-	0.8997	-
9月末日	84,596,665	-	0.9238	-
10月末日	86,049,880	-	0.9397	-
11月末日	21,073,997	-	0.9118	-
12月末日	21,132,917	-	0.9144	-
平成26年1月末日	20,848,666	-	0.9021	-
2月末日	21,197,060	-	0.9171	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0035
第2特定期間	0.0210

収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	7.4
第2特定期間	1.0

(注)収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用いております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコース」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1特定期間	194,741,882	15,927,317	178,814,565

第2特定期間	52,778,111	53,885,839	177,706,837
--------	------------	------------	-------------

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり)Bコース」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1特定期間	323,599,471	0	323,599,471
第2特定期間	4,151,883	13,086,141	314,665,213

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり)Cコース」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1特定期間	91,570,469	0	91,570,469
第2特定期間	0	68,457,988	23,112,481

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

平成25年9月30日までの間に限定し、販売会社において申込みの受付を行います。

当初申込期間：平成25年4月1日（月）～平成25年4月18日（木）

継続申込期間：平成25年4月19日（金）～平成25年9月30日（月）

当初申込期間においては、原則として毎営業日に各販売会社の定める時間まで申込みの受付を行います。

継続申込期間においては、原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付を行いません。また、金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

申込価額（発行価額）

当初申込期間：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間：1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
3. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います(ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません)。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消することがあります。

投資対象である外国投資信託証券において、多額の換金申込み等に際して制約が設けられることがあります。この場合、当ファンドにおいても換金に制約を設けることがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします(税法上の一定の要件を満たしている場合)。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りをを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額(「純資産総額」といいます)を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。
ニッセイマネーストックマザーファンド	計算日の基準価額で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

（4）【計算期間】

毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は、平成25年4月19日から平成25年5月16日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（5）【その他】

繰上償還

- 委託会社は、基準価額（1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金（分配金）を含みません）が2,000円を下回った場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - 純資産総額が10億円を下回っている場合
 - この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - やむを得ない事情が発生したとき
- 委託会社は、前記3.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 前記4.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該5.において同

- じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
6. 前記4. の書面決議は議決権を行行使することのできる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 7. 前記4. から6. までの規定は、前記1. または前記2. の規定に基づき信託契約を解約するとき、あるいは委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記4. から6. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
 8. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
 9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2. 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 10. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
 11. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。
- 約款の変更等
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 2. 委託会社は、前記1. の事項(前記1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 3. 前記2. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
 4. 前記2. の書面決議は議決権を行行使することのできる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「 繰上償還 4.」または「 約款の変更等 2.」に規定する書面に付記します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの1月および7月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 払出金（収益分配金）に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した払出金（収益分配金）を持分に応じて請求する権利があります。

払出金（収益分配金）は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、払出金（収益分配金）について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

(6) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

(7) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコース

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドの第1特定期間については、平成25年4月19日から平成25年7月16日までとなっております。
- 4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年7月17日から平成26年1月16日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Bコース

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドの第1特定期間については、平成25年4月19日から平成25年7月16日までとなっております。
- 4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年7月17日から平成26年1月16日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Cコース

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドの第1特定期間については、平成25年4月19日から平成25年7月16日までとなっております。
- 4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年7月17日から平成26年1月16日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,592,328	4,173,537
投資信託受益証券	159,864,302	146,489,440
親投資信託受益証券	1,000	1,000
未収入金	1,000,000	1,500,000
流動資産合計	166,457,630	152,163,977
資産合計	166,457,630	152,163,977
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,503,403	2,487,895
未払解約金	894,134	-
未払受託者報酬	4,137	4,076
未払委託者報酬	142,279	140,149
その他未払費用	2,750	2,709
流動負債合計	3,546,703	2,634,829
負債合計	3,546,703	2,634,829
純資産の部		
元本等		
元本	178,814,565	177,706,837
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	15,903,638	28,177,689
純資産合計	162,910,927	149,529,148
負債純資産合計	166,457,630	152,163,977

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1特定期間 (自平成25年4月19日 至平成25年7月16日)	第2特定期間 (自平成25年7月17日 至平成26年1月16日)
営業収益		
受取配当金	8,619,526	17,751,637
受取利息	1,266	1,204
有価証券売買等損益	21,055,224	14,626,499
営業収益合計	12,434,432	3,126,342
営業費用		
受託者報酬	10,631	28,852
委託者報酬	365,522	992,436
その他費用	7,063	19,175
営業費用合計	383,216	1,040,463
営業利益又は営業損失()	12,817,648	2,085,879
経常利益又は経常損失()	12,817,648	2,085,879
当期純利益又は当期純損失()	12,817,648	2,085,879
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	681,039	40,001
期首剰余金又は期首欠損金()	-	15,903,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,973	7,087,546
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,973	7,087,546
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,302,599	4,043,256
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,302,599	4,043,256
分配金	2,503,403	17,364,219
期末剰余金又は期末欠損金()	15,903,638	28,177,689

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

（表示方法の変更に関する注記）

損益及び剰余金計算書の「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」、「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、従来、それぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額、剰余金減少額又は欠損金増加額の総額を表示しておりましたが、剰余金の増減をより明瞭に表示するため、当特定期間から純額表示へと変更しております。

変更の結果、前特定期間の「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」が7,128円減少、「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」が205,251円減少し、「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」が7,128円増加、「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」が205,251円増加しておりますが、損益及び剰余金計算書のその他の項目への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総口数	178,814,565口	177,706,837口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,903,638円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,177,689円であります。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9111円 (9,111円)	0.8414円 (8,414円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1特定期間 (自平成25年4月19日 至平成25年7月16日)	第2特定期間 (自平成25年7月17日 至平成26年1月16日)
----	--	--

<p>1. 分配金の計算過程</p>	<p>(自平成25年4月19日 至平成25年5月16日) 当期は信託約款に規定された無分配期のため、分配はしてありません。</p> <p>(自平成25年5月17日 至平成25年6月17日) 当期は信託約款に規定された無分配期のため、分配はしてありません。</p> <p>(自平成25年6月18日 至平成25年7月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,402,216円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(697,161円)及び分配準備積立金(6,203,329円)より分配対象収益は9,302,706円(1口当たり0.052024円)であり、うち2,503,403円(1口当たり0.014000円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年7月17日 至平成25年8月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,026,038円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,539,966円)及び分配準備積立金(5,972,476円)より分配対象収益は11,538,480円(1口当たり0.051542円)であり、うち3,134,147円(1口当たり0.014000円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年8月17日 至平成25年9月17日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,967,065円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,590,293円)及び分配準備積立金(5,728,615円)より分配対象収益は11,285,973円(1口当たり0.050977円)であり、うち3,099,491円(1口当たり0.014000円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年9月18日 至平成25年10月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,997,104円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,531,917円)及び分配準備積立金(5,461,412円)より分配対象収益は10,990,433円(1口当たり0.050842円)であり、うち3,026,360円(1口当たり0.014000円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年10月17日 至平成25年11月18日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,894,564円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,531,917円)及び分配準備積立金(5,432,156円)より分配対象収益は10,858,637円(1口当たり0.050232円)であり、うち3,026,360円(1口当たり0.014000円)を分配金額としております。</p>
--------------------	---	--

<p>2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額</p>	<p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ剰余金増加額と剰余金減少額との純額を表示しております。</p>	<p>（自平成25年11月19日 至平成25年12月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,478,689円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,166,828円）及び分配準備積立金（4,536,076円）より分配対象収益は9,181,593円（1口当たり0.049631円）であり、うち2,589,966円（1口当たり0.014000円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成25年12月17日 至平成26年1月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,362,006円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,081,433円）及び分配準備積立金（4,250,417円）より分配対象収益は8,693,856円（1口当たり0.048922円）であり、うち2,487,895円（1口当たり0.014000円）を分配金額としております。</p> <p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金減少額と欠損金増加額との純額を表示しております。</p>
----------------------------------	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 （自平成25年4月19日 至平成25年7月16日）	第2特定期間 （自平成25年7月17日 至平成26年1月16日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
投資信託受益証券	7,161,903	1,576,056
親投資信託受益証券	-	-
合計	7,161,903	1,576,056

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
期首元本額	66,577,807円	178,814,565円
期中追加設定元本額	128,164,075円	52,778,111円
期中一部解約元本額	15,927,317円	53,885,839円

(4) 【附属明細表】(平成26年1月16日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額及び口数	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	J Pモルガンセキュリティーズインベスト メントトラスト エマージング・マーケッ ト・ボンド・ファンド 円2013-04クラスA	1,804,501	146,489,440	
投資信託受益証券	合計	1,804,501	146,489,440	
親投資信託受益証券	ニッセイマネースtockマザーファンド	1,000	1,000	
親投資信託受益証券	合計	1,000	1,000	
合計		-	146,490,440	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Bコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1特定期間 （平成25年7月16日現在）	第2特定期間 （平成26年1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,999,769	6,752,479
投資信託受益証券	293,606,291	276,759,480
親投資信託受益証券	1,000	1,000
流動資産合計	300,607,060	283,512,959
資産合計	300,607,060	283,512,959
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,265,196	2,202,656
未払受託者報酬	7,100	7,639
未払委託者報酬	244,085	262,470
その他未払費用	4,724	5,082
流動負債合計	2,521,105	2,477,847
負債合計	2,521,105	2,477,847
純資産の部		
元本等		
元本	323,599,471	314,665,213
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,513,516	33,630,101
純資産合計	298,085,955	281,035,112
負債純資産合計	300,607,060	283,512,959

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 （自平成25年4月19日 至平成25年7月16日）	第2特定期間 （自平成25年7月17日 至平成26年1月16日）
営業収益		
受取配当金	8,823,937	13,777,649
受取利息	1,845	1,215
有価証券売買等損益	22,837,646	7,524,460
営業収益合計	14,011,864	6,254,404
営業費用		
受託者報酬	13,264	46,826
委託者報酬	455,986	1,609,465
その他費用	8,798	31,157
営業費用合計	478,048	1,687,448
営業利益又は営業損失（ ）	14,489,912	4,566,956
経常利益又は経常損失（ ）	14,489,912	4,566,956
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,489,912	4,566,956
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	102,329
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	25,513,516
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,271,935
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,271,935
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,758,408	274,036
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,758,408	274,036
分配金	2,265,196	13,579,111
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,513,516	33,630,101

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（表示方法の変更に関する注記）

損益及び剰余金計算書の「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」、「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、従来、それぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額、剰余金減少額又は欠損金増加額の総額を表示していましたが、剰余金の増減をより明瞭に表示するため、当特定期間から純額表示へと変更しております。

変更の結果、前特定期間の「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」が422,379円減少し、「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」が422,379円増加しておりますが、損益及び剰余金計算書のその他の項目への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総口数	323,599,471口	314,665,213口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,513,516円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は33,630,101円であります。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9212円 (9,212円)	0.8931円 (8,931円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1特定期間 (自平成25年4月19日 至平成25年7月16日)	第2特定期間 (自平成25年7月17日 至平成26年1月16日)

<p>1. 分配金の計算過程</p>	<p>(自平成25年4月19日 至平成25年5月16日) 当期は信託約款に規定された無分配期のため、分配はしてありません。</p> <p>(自平成25年5月17日 至平成25年6月17日) 当期は信託約款に規定された無分配期のため、分配はしてありません。</p> <p>(自平成25年6月18日 至平成25年7月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,051,003円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,913,508円)及び分配準備積立金(6,801,140円)より分配対象収益は11,765,651円(1口当たり0.036359円)であり、うち2,265,196円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年7月17日 至平成25年8月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,033,399円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,035,406円)及び分配準備積立金(6,586,947円)より分配対象収益は11,655,752円(1口当たり0.035563円)であり、うち2,294,259円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年8月17日 至平成25年9月17日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,039,354円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,035,406円)及び分配準備積立金(6,326,087円)より分配対象収益は11,400,847円(1口当たり0.034785円)であり、うち2,294,259円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年9月18日 至平成25年10月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,260,092円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,035,406円)及び分配準備積立金(6,071,182円)より分配対象収益は11,366,680円(1口当たり0.034681円)であり、うち2,294,259円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年10月17日 至平成25年11月18日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,973,601円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,986,136円)及び分配準備積立金(5,939,024円)より分配対象収益は10,898,761円(1口当たり0.033802円)であり、うち2,257,019円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p>
--------------------	--	--

<p>2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額</p>	<p>「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、剰余金増加額と剰余金減少額との純額を表示しております。</p>	<p>（自平成25年11月19日 至平成25年12月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,026,184円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,959,197円）及び分配準備積立金（5,604,586円）より分配対象収益は10,589,967円（1口当たり0.033143円）であり、うち2,236,659円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成25年12月17日 至平成26年1月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,956,194円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,914,208円）及び分配準備積立金（5,312,104円）より分配対象収益は10,182,506円（1口当たり0.032360円）であり、うち2,202,656円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p> <p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金減少額と欠損金増加額との純額を表示しております。</p>
----------------------------------	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 （自平成25年4月19日 至平成25年7月16日）	第2特定期間 （自平成25年7月17日 至平成26年1月16日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
投資信託受益証券	7,842,863	503,441
親投資信託受益証券	-	-
合計	7,842,863	503,441

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
期首元本額	8,553,566円	323,599,471円
期中追加設定元本額	315,045,905円	4,151,883円
期中一部解約元本額	-円	13,086,141円

(4)【附属明細表】(平成26年1月16日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額及び口数	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	JPMorgan Securities Investment Trust Emerging Market Bond Fund 円2013-04クラスB	3,186,637	276,759,480	
投資信託受益証券	合計	3,186,637	276,759,480	
親投資信託受益証券	ニッセイマネースtockマザーファンド	1,000	1,000	
親投資信託受益証券	合計	1,000	1,000	
合計		-	276,760,480	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Cコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1特定期間 （平成25年7月16日現在）	第2特定期間 （平成26年1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,309,268	416,908
投資信託受益証券	83,565,176	20,742,966
親投資信託受益証券	1,000	1,000
流動資産合計	84,875,444	21,160,874
資産合計	84,875,444	21,160,874
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	320,496	80,893
未払受託者報酬	2,121	558
未払委託者報酬	73,067	19,382
その他未払費用	1,403	372
流動負債合計	397,087	101,205
負債合計	397,087	101,205
純資産の部		
元本等		
元本	91,570,469	23,112,481
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,092,112	2,052,812
純資産合計	84,478,357	21,059,669
負債純資産合計	84,875,444	21,160,874

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 （自平成25年4月19日 至平成25年7月16日）	第2特定期間 （自平成25年7月17日 至平成26年1月16日）
営業収益		
受取配当金	2,377,521	1,458,933
受取利息	394	254
有価証券売買等損益	9,652,345	271,143
営業収益合計	7,274,430	1,188,044
営業費用		
受託者報酬	5,127	10,517
委託者報酬	176,788	362,658
その他費用	3,385	6,967
営業費用合計	185,300	380,142
営業利益又は営業損失（ ）	7,459,730	807,902
経常利益又は経常損失（ ）	7,459,730	807,902
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,459,730	807,902
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（ ）	-	287,030
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	7,092,112
剰余金増加額又は欠損金減少額	688,114	5,962,198
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,962,198
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	688,114	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	320,496	1,443,770
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,092,112	2,052,812

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（表示方法の変更に関する注記）

損益及び剰余金計算書の「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」、「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、従来、それぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額、剰余金減少額又は欠損金増加額の総額を表示しておりましたが、剰余金の増減をより明瞭に表示するため、当特定期間から純額表示へと変更しております。

変更の結果、前特定期間の「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」が141,516円減少し、「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」が141,516円増加しておりますが、損益及び剰余金計算書のその他の項目への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総口数	91,570,469口	23,112,481口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,092,112円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,052,812円であります。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9226円 (9,226円)	0.9112円 (9,112円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1特定期間 (自平成25年4月19日 至平成25年7月16日)	第2特定期間 (自平成25年7月17日 至平成26年1月16日)

<p>1. 分配金の計算過程</p>	<p>(自平成25年4月19日 至平成25年5月16日) 当期は信託約款に規定された無分配期のため、分配はしていません。</p> <p>(自平成25年5月17日 至平成25年6月17日) 当期は信託約款に規定された無分配期のため、分配はしていません。</p> <p>(自平成25年6月18日 至平成25年7月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(247,669円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(79,222円)及び分配準備積立金(2,299,373円)より分配対象収益は2,626,264円(1口当たり0.028680円)であり、うち320,496円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年7月17日 至平成25年8月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(243,227円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(79,222円)及び分配準備積立金(2,226,546円)より分配対象収益は2,548,995円(1口当たり0.027836円)であり、うち320,496円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年8月17日 至平成25年9月17日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(241,424円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(79,222円)及び分配準備積立金(2,149,277円)より分配対象収益は2,469,923円(1口当たり0.026973円)であり、うち320,496円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年9月18日 至平成25年10月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(315,015円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(79,222円)及び分配準備積立金(2,070,205円)より分配対象収益は2,464,442円(1口当たり0.026913円)であり、うち320,496円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年10月17日 至平成25年11月18日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(235,658円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(79,222円)及び分配準備積立金(2,064,724円)より分配対象収益は2,379,604円(1口当たり0.025987円)であり、うち320,496円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。</p>
--------------------	--	--

<p>2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額</p>	<p>「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」は、剰余金増加額と剰余金減少額との純額を表示しております。</p>	<p>（自平成25年11月19日 至平成25年12月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,889円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（19,998円）及び分配準備積立金（499,792円）より分配対象収益は568,679円（1口当たり0.024605円）であり、うち80,893円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成25年12月17日 至平成26年1月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（68,380円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（19,998円）及び分配準備積立金（467,788円）より分配対象収益は556,166円（1口当たり0.024063円）であり、うち80,893円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。</p> <p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」は、欠損金減少額と欠損金増加額との純額を表示しております。</p>
----------------------------------	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 （自平成25年4月19日 至平成25年7月16日）	第2特定期間 （自平成25年7月17日 至平成26年1月16日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,771,429	48,462
親投資信託受益証券	-	-

合計	2,771,429	48,462
----	-----------	--------

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第1特定期間 (平成25年7月16日現在)	第2特定期間 (平成26年1月16日現在)
期首元本額	15,230,250円	91,570,469円
期中追加設定元本額	76,340,219円	-円
期中一部解約元本額	-円	68,457,988円

(4) 【附属明細表】(平成26年1月16日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額及び口数	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	JPMorgan Securities Investment Trust Emerging Market Bond Fund 2013-04 Class C	231,248	20,742,966	
投資信託受益証券	合計	231,248	20,742,966	
親投資信託受益証券	ニッセイマネースtockマザーファンド	1,000	1,000	
親投資信託受益証券	合計	1,000	1,000	
合計		-	20,743,966	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約

取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び
時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

(参考)

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコース」は、「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスA」及び「ニッセイマネーストックマザーファンド」、「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Bコース」は、「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスB」及び「ニッセイマネーストックマザーファンド」、「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Cコース」は、「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスC」及び「ニッセイマネーストックマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている投資信託受益証券及び親投資信託受益証券は、すべて同投資信託の受益証券及び同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象各ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における直近の同投資信託及び同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

1. 「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスA」の状況

2. 「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスB」の状況

3. 「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスC」の状況

「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスA」、「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスB」及び「JPMorganセキリティーズインベストメントトラスト エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-04クラスC」（ケイマン籍外国投資信託証券）

は平成26年1月16日時点で初回決算が未到来につき、開示対象各ファンドの財務諸表作成時点において監査済み財務諸表を入手できないため、記載すべき情報はございません。

「ニッセイマネースtockマザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(平成25年7月16日現在)	(平成26年1月16日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	939,139	628,474
コール・ローン	9,106,043	9,443,318
国債証券	39,996,032	39,997,467
流動資産合計	50,041,214	50,069,259
資産合計	50,041,214	50,069,259
負債の部		
流動負債		
未払解約金	159	306
流動負債合計	159	306
負債合計	159	306
純資産の部		
元本等		
元本	50,024,237	50,034,590
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	16,818	34,363
純資産合計	50,041,055	50,068,953
負債純資産合計	50,041,214	50,069,259

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年7月16日現在)	(平成26年1月16日現在)
1. 計算日における受益権総口数	50,024,237口	50,034,590口

2 .	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0003円 (10,003円)	1.0007円 (10,007円)
-----	---------------------------	----------------------	----------------------

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成25年4月19日 至 平成25年7月16日)	(自 平成25年7月17日 至 平成26年1月16日)
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年7月16日現在)	(平成26年1月16日現在)
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年7月16日現在	平成26年1月16日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	-	-
合計	-	-

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの特定期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成25年7月16日現在)	(平成26年1月16日現在)
同特定期間の期首元本額	50,025,606円	50,024,237円
同特定期間中の追加設定元本額	3,000円	19,990円
同特定期間中の一部解約元本額	4,369円	9,637円
同特定期間末日の元本の内訳		
ファンド名		
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり)Aコース	10,000円	10,000円
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり)Bコース	10,000円	10,000円
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり)Cコース	10,000円	10,000円
ニッセイマネーストックファンド(適格機関投資家限定)	49,991,237円	49,981,600円

りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2 (為替ヘッジあり) Aコース	1,000円	1,000円
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2 (為替ヘッジあり) Bコース	1,000円	1,000円
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2 (為替ヘッジあり) Cコース	1,000円	1,000円
ニッセイ世界リートオープン(毎月決算型)	- 円	9,995円
ニッセイ世界リートオープン(年2回決算型)	- 円	9,995円
計	50,024,237円	50,034,590円

附属明細表(平成26年1月16日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
国債証券	第405回 国庫短期証券	10,000,000	9,999,806	
	第406回 国庫短期証券	10,000,000	9,999,640	
	第413回 国庫短期証券	10,000,000	9,999,379	
	第421回 国庫短期証券	10,000,000	9,998,642	
国債証券 合計		40,000,000	39,997,467	
合計		40,000,000	39,997,467	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり)Aコース」

(平成26年2月28日現在)

資産総額	138,049,171円
負債総額	87,166円
純資産総額(-)	137,962,005円
発行済数量	165,055,357口
1口当たり純資産額(/)	0.8359円

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり)Bコース」

(平成26年2月28日現在)

資産総額	278,268,140円
負債総額	94,167円
純資産総額(-)	278,173,973円
発行済数量	310,730,072口
1口当たり純資産額(/)	0.8952円

「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド2(為替ヘッジあり)Cコース」

(平成26年2月28日現在)

資産総額	21,204,230円
負債総額	7,170円
純資産総額(-)	21,197,060円
発行済数量	23,112,481口
1口当たり純資産額(/)	0.9171円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる払出金（収益分配金）の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成26年2月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年2月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	214	25,358
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	20	3,178
単位型公社債投資信託	0	0
合計	234	28,537

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第18期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第19期事業年度に係る中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,324,746		1,199,671
有価証券		8,309,605		6,810,580
前払費用	1	200,463	1	420,669
未収委託者報酬		1,465,803		1,578,598
未収運用受託報酬	1	778,921	1	957,692
未収投資助言報酬	1	154,740	1	158,845
繰延税金資産		273,967		360,157
その他		44,410		50,805
流動資産合計		12,552,657		11,537,020
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	115,964	2	123,366
車両	2	2,970	2	1,731
器具備品	2	148,251	2	125,394
有形固定資産合計		267,186		250,493

無形固定資産				
	ソフトウェア		1,228,624	1,068,747
	ソフトウェア仮勘定		55,978	51,802
	その他		8,171	8,139
	無形固定資産合計		1,292,774	1,128,689
投資その他の資産				
	投資有価証券		25,328,584	28,546,974
	関係会社株式		-	66,222
	差入保証金	1	283,591	285,266
	繰延税金資産		437,364	172,442
	その他		38	17
	投資その他の資産合計		26,049,578	29,070,923
	固定資産合計		27,609,540	30,450,106
	資産合計		40,162,198	41,987,127

負債の部

流動負債				
	預り金		30,600	29,275
	未払償還金		148,104	144,737
	未払手数料	1	560,208	587,015
	未払運用委託報酬		396,073	488,571
	未払投資助言報酬		126,813	163,129
	その他未払金	1	205,721	219,369
	未払費用	1	122,185	80,370
	未払法人税等		149,239	437,800
	前受運用受託報酬		-	58
	賞与引当金		538,159	745,159
	その他		22,815	68,729
	流動負債合計		2,299,923	2,964,217
固定負債				
	退職給付引当金		767,977	929,869
	役員退職慰労引当金		13,630	12,650
	その他	1	4,973	-
	固定負債合計		786,580	942,519
	負債合計		3,086,503	3,906,737

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
-----	------------	------------

資本剰余金

資本準備金	8,281,840	8,281,840
-------	-----------	-----------

資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
---------	-----------	-----------

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
-------	---------	---------

その他利益剰余金

配当準備積立金	120,000	120,000
---------	---------	---------

研究開発積立金	70,000	70,000
---------	--------	--------

別途積立金	350,000	350,000
-------	---------	---------

繰越利益剰余金	17,833,930	18,272,607
---------	------------	------------

利益剰余金合計	18,513,737	18,952,414
---------	------------	------------

株主資本合計	36,795,577	37,234,254
--------	------------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	280,116	846,135
--------------	---------	---------

評価・換算差額等合計	280,116	846,135
------------	---------	---------

純資産合計

純資産合計	37,075,694	38,080,390
-------	------------	------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	40,162,198	41,987,127
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,952,331	9,738,507
運用受託報酬	3,987,169	5,029,976
投資助言報酬	705,920	681,350
業務受託料	47,100	47,100
営業収益計	14,692,522	15,496,935
営業費用		
支払手数料	4,131,652	4,096,763
広告宣伝費	27,241	4,527
公告費	323	-
調査費	2,700,559	3,009,996
支払運用委託報酬	1,294,778	1,372,587

支払投資助言報酬		479,438		751,264
委託調査費		42,633		44,108
調査費		883,708		842,036
委託計算費		101,748		104,631
営業雑経費		390,063		447,523
通信費		55,182		56,472
印刷費		133,820		142,821
協会費		17,984		19,986
その他営業雑経費		183,076		228,242
営業費用計		7,351,588		7,663,442
一般管理費				
役員報酬	1	59,718	1	57,777
給料・手当		3,012,857		2,915,416
賞与引当金繰入額		537,887		726,623
賞与		260,246		224,092
福利厚生費		566,829		559,429
退職給付費用		156,575		208,549
役員退職慰労引当金繰入額		5,455		7,100
役員退職慰労金		650		-
その他人件費		115,587		121,504
不動産賃借料		632,434		619,902
その他不動産経費		27,417		26,829
交際費		14,037		11,456
旅費交通費		90,473		74,226
固定資産減価償却費		654,122		583,306
租税公課		79,628		80,741
業務委託費		179,945		163,637
器具備品費		151,259		134,449
保守料		87,228		88,640
保険料		60,291		60,440
寄付金		5,000		-
諸経費		56,644		41,887
一般管理費計		6,754,291		6,706,012
営業利益		586,642		1,127,480
営業外収益				
受取利息		1,966		172
有価証券利息		93,236		86,415
受取配当金		45,856		79,789
補助金収入		-		9,500

その他営業外収益		17,359		10,147
営業外収益計		158,419		186,025
営業外費用				
為替差損		6,419		15,251
賃貸借契約解約損		4,124		-
控除対象外消費税		-		5,693
その他営業外費用		1,248		646
営業外費用計		11,792		21,591
経常利益		733,269		1,291,913
特別利益				
投資有価証券売却益		25,290		125,271
投資有価証券償還益		-		1,755
事故受取保険金	3	14,136		-
清算配当金	5	59,327		-
特別利益計		98,754		127,026
特別損失				
投資有価証券売却損		1,778		400,864
投資有価証券償還損		87,378		4,005
固定資産除却損	4	19,104	4	8,268
事故損失賠償金	2	39,244	2	58
特別損失計		147,506		413,196
税引前当期純利益		684,516		1,005,743
法人税、住民税及び事業税		263,157		557,322
法人税等調整額		77,232		125,815
法人税等合計		340,390		431,507
当期純利益		344,126		574,236

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		10,000,000		10,000,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				

資本準備金		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	139,807	139,807
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
当期首残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,625,364	17,833,930
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	17,833,930	18,272,607

利益剰余金合計		
当期首残高	18,305,171	18,513,737
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	18,513,737	18,952,414
株主資本合計		
当期首残高	36,587,011	36,795,577
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	36,795,577	37,234,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
評価・換算差額等合計		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
純資産合計		
当期首残高	36,814,506	37,075,694
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,622	566,019
当期変動額合計	261,188	1,004,695
当期末残高	37,075,694	38,080,390

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

…移動平均法に基づく原価法によっております。

関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。

なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

平成23年度の税制改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が3,082千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が3,082千円増加しております。

（注記事項）

（貸借対照表関係）

1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。	
前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
前払費用	52,725千円
未収運用受託報酬	383,091
未収投資助言報酬	135,967
差入保証金	280,262
未払手数料	90,057
その他未払金	19,525
未払費用	59,677
その他固定負債	4,973
2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	206,955千円
車両	4,043
器具備品	573,767
計	784,767
	232,440千円
	5,282
	599,393
	837,116

（損益計算書関係）

1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。	
取締役	180,000千円
監査役	40,000千円
2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	
3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。	
4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。	
前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
器具備品	11,393千円
その他	7,711
計	19,104
	3,568千円
	4,700
	8,268
5. 清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)

発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月25日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月24日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」
適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)

	前事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

(単位：千円)

	当事業年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	589	273

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	174	186
1年超	287	108
合計	462	295

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	361	186
減価償却費相当額	330	172
支払利息相当額	19	12

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,324,746	1,324,746	-

有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174
その他有価証券	4,298,900	4,298,900	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
その他有価証券	6,899,008	6,899,008	-

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,199,671	1,199,671	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,860	4,020,850	9,989
その他有価証券	2,799,720	2,799,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,902,802	22,023,000	120,197
その他有価証券	6,576,671	6,576,671	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	-	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,301,000	2,409,250	1,459,100	-
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	-

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,199,671	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	21,800,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3,606,000	2,706,150	989,200	-
合計	8,805,671	24,506,150	989,200	-

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	106
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,033,806	1,033,700	106
合計		22,372,781	22,450,690	77,908

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	25,913,663	26,043,000	130,186
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	25,913,663	26,043,000	130,186

時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		25,913,663	26,043,000	130,186

2. その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	2,591,974	3,160,015	568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	2,799,720	2,799,436	283
	国債・地方債等	2,799,720	2,799,436	283
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	5,851,826	4,439,350	1,412,476
	小計	8,651,546	7,238,786	1,412,760

貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	724,845	808,500	83,654
	小計	724,845	808,500	83,654
	合計	9,376,391	8,047,286	1,329,105

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日）
非上場株式	67,500千円	67,500千円
関係会社株式	- 千円	66,222千円

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月 31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	90,200	25,200	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

当事業年度（自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月 31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,175,318	125,271	400,864
合計	2,175,318	125,271	400,864

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成24年 3月 31日）	当事業年度 （平成25年 3月 31日）
(1)退職給付債務	767,977千円	929,869千円

(2)退職給付引当金	767,977千円	929,869千円
------------	-----------	-----------

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用	132,222千円	186,034千円
(2)退職給付負担金	24,353千円	22,515千円

(注) 福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
福利厚生費として確定拠出 型年金制度への拠出金	45,640千円	44,561千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	204,554千円	283,235千円
未払事業税	19,923	38,976
その他	49,981	38,054
繰延税金資産合計	274,458	360,265
繰延税金負債		
有価証券評価差額	491	107
繰延税金負債合計	491	107
繰延税金資産の純額	273,967	360,157
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	276,081	333,409
役員退職慰労引当金	4,857	2,339
税務上の繰延資産償却超過額	2,519	4,508
投資有価証券評価損	472,994	492,770
投資有価証券評価差額	212,965	31,716
その他	6,911	3,505
小計	976,328	868,247
評価性引当額	106,755	95,324
繰延税金資産合計	869,573	772,923
繰延税金負債		
特別分配金否認	50,467	85,903
投資有価証券評価差額	381,742	514,578
繰延税金負債合計	432,209	600,481
繰延税金資産の純額	437,364	172,442

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.00%	法定実効税率 38.01%
(調整)		(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.38
住民税均等割	0.85	住民税均等割 0.58
税率変更に伴う影響	9.27	税率変更に伴う影響 3.66
その他	1.32	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.73	その他 0.71
		税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.90

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,745,589

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員兼任等	事業上の関係				

親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府大 阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直 接90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	1,525,483	未収運用受 託報酬	383,091
								投資助言報酬 の受取	632,674	未収投資助 言報酬	135,967
								業務受託料 の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府大 阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直 接90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	2,098,663	未収運用受 託報酬	493,954
								投資助言報酬 の受取	599,826	未収投資助 言報酬	133,324
								業務受託料 の受取	47,100	-	-
								関係会社株式 の取得	66,222	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	341,875円31銭	351,139円62銭
1株当たり当期純利益金額	3,173円18銭	5,295円04銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益	344,126千円	574,236千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	344,126千円	574,236千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第19期中間会計期間末
(平成25年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金・預金		1,039,584
有価証券		6,516,182
前払費用		388,146
未収委託者報酬		1,933,274
未収運用受託報酬		1,482,202
未収投資助言報酬		180,423
繰延税金資産		235,931
その他		42,368
流動資産合計		11,818,113

固定資産

有形固定資産	1	222,797
無形固定資産		1,070,936
投資その他の資産		
投資有価証券		29,773,352
関係会社株式		66,222
差入保証金		284,888
繰延税金資産		207,304
その他		17
投資その他の資産合計		30,331,785

固定資産合計		31,625,520
--------	--	------------

資産合計		43,443,634
------	--	------------

負債の部

流動負債

預り金		29,713
未払償還金		143,917
未払手数料		769,667
未払運用委託報酬		583,578
未払投資助言報酬		270,956
その他未払金		135,155
未払費用		87,802
未払法人税等		583,441
前受運用受託報酬		23
前受投資助言報酬		70,261
賞与引当金		426,613
その他		105,966
流動負債合計		3,207,097

固定負債

退職給付引当金		1,024,873
役員退職慰労引当金		16,300

固定負債合計	1,041,173
負債合計	4,248,270
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	19,168,379
利益剰余金合計	19,848,186
株主資本合計	38,130,026
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,065,336
評価・換算差額等合計	1,065,336
純資産合計	39,195,363
負債・純資産合計	43,443,634

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第19期中間会計期間	
(自平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,054,540
運用受託報酬	3,127,116
投資助言報酬	386,556
業務受託料	23,614
営業収益計	9,591,829
営業費用	4,773,795
一般管理費	1 3,333,810
営業利益	1,484,223
営業外収益	2 101,186
営業外費用	3 3,584
経常利益	1,581,825
特別利益	4 103,675
特別損失	5 6,903
税引前中間純利益	1,678,597
法人税、住民税及び事業税	557,717

法人税等調整額	89,547
法人税等合計	647,265
中間純利益	1,031,331

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第19期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	10,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	
当期首残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	139,807
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	120,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	120,000
研究開発積立金	
当期首残高	70,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	70,000

別途積立金	
当期首残高	350,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	350,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	18,272,607
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
当中間期変動額合計	895,771
当中間期末残高	19,168,379
利益剰余金合計	
当期首残高	18,952,414
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
当中間期変動額合計	895,771
当中間期末残高	19,848,186
株主資本合計	
当期首残高	37,234,254
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
当中間期変動額合計	895,771
当中間期末残高	38,130,026
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	846,135
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	219,201
当中間期変動額合計	219,201
当中間期末残高	1,065,336
評価・換算差額等合計	
当期首残高	846,135
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	219,201
当中間期変動額合計	219,201
当中間期末残高	1,065,336
純資産合計	

当期首残高	38,080,390
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	219,201
当中間期変動額合計	1,114,973
当中間期末残高	39,195,363

（重要な会計方針）

項目	第19期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(注記事項)

[中間貸借対照表関係]

第19期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	868,286千円

[中間損益計算書関係]

第19期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	31,169千円
無形固定資産	215,065千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	40,265千円
有価証券利息	38,819千円
為替差益	20,176千円
受取利息	82千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
控除対象外消費税	3,395千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	102,298千円
投資有価証券売却益	1,377千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	6,903千円

[中間株主資本等変動計算書関係]

第19期中間会計期間

（自 平成25年4月1日

至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成25年3月31日	平成25年6月24日

[リース取引関係]

第19期中間会計期間

（自 平成25年4月1日

至 平成25年9月30日）

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間 会計期間末残高 相当額
有形固定資産 (器具備品)	千円 862	千円 675	千円 186

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内

183千円

1年超

15千円

合計	198千円
当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	93千円
減価償却費相当額	86千円
支払利息相当額	4千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当取引はありません。

[金融商品関係]

第19期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日（中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2を参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,039,584	1,039,584	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,016,432	4,023,430	6,997
その他有価証券	2,499,750	2,499,750	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	22,567,200	22,631,520	64,319
その他有価証券	7,138,652	7,138,652	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

[有価証券関係]

第19期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

1．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	23,585,186	23,663,320	78,133
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	23,585,186	23,663,320	78,133
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	2,998,446	2,991,630	6,816
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,998,446	2,991,630	6,816
合計		26,583,632	26,654,950	71,317

2．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	2,499,429	2,499,750	321
	国債・地方債等	2,499,429	2,499,750	321
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,846,150	5,443,586	1,597,436
	小計	6,345,579	7,943,336	1,597,757
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	1,744,700	1,695,065	49,634
	小計	1,744,700	1,695,065	49,634
合計		8,090,279	9,638,402	1,548,123

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

[デリバティブ取引関係]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	1,937,710

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[1株当たり情報]

	第19期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	361,420円80銭
1株当たり中間純利益	9,509円92銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,031,331千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,031,331千円
期中平均株式数	108千株

[重要な後発事象]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

株式会社りそな銀行

b. 資本金の額

平成25年9月末現在、279,928百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成25年9月末現在、51,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(平成25年9月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成25年9月10日	臨時報告書
平成25年10月16日	有価証券報告書
平成25年12月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月12日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコースの平成25年7月17日から平成26年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソナ毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Aコースの平成26年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月12日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Bコースの平成25年7月17日から平成26年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソナ毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Bコースの平成26年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月12日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Cコースの平成25年7月17日から平成26年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソナ毎月払出し・新興国債券ファンド2（為替ヘッジあり）Cコースの平成26年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。